

特別会計予算

国民健康保険事業

本予算の総額は、47億7,791万1千円で前年度比2.6%の減となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費です。

問 基金の状況と31年度はいくらになるのか。また、どのくらいの基準が適正か。

答 29年度基金残高は、1億9,700万円。30年度末の基金残高は、3億1,800万円の見込み。31年度は、取り崩しを行うため1億5,000万円の見込みであり、今後の税制改正に備え基金残高は2億から3億円を維持していきたい。

反対討論

国民健康保険財政へ国の財政投入が大きな政治課題となっています。他の健康保険に比べて特別に高い保険料は1兆円の国費投入などにより早急に改善すべきです。また、繰入金問題など市の取組も不十分なことも指摘し予算には反対します。

賛成討論

本予算は、歳出において被保険者の健康の保持・増進を図るための保険事業などが計上されています。一方、歳入では国民健康保険を運営していくため必要な費用を確保しており、安定的な国民健康保険事業運営を十分に考慮し編成された予算であり、賛成します。

後期高齢者医療事業

本予算の総額は、6億6,122万8千円で前年度比3.7%の増となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金です。

歳出の主なものは、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金です。

反対討論

この制度は、高齢者の医療費抑制を目的に作られて、75歳以上の方々を別建ての医療保険に加入させるものです。県の広域連合議会の状況を見ると、低所得者への負担増が引き続くことも予定されていることもあり、この予算には反対します。

賛成討論

歳入歳出それぞれ6億6,122万8千円で、前年度比3.7%の増です。歳出は、市で徴収した保険料を納付する費用であり、後期高齢者医療広域連合納付金のほかに、健康診査等事業が計上されており、後期高齢者医療制度にもとづき、適正な見積りであると判断します。

介護保険事業

本予算の総額は、30億6,428万4千円で前年度比4.8%の増となっています。

歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金です。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費です。

反対討論

この制度は高齢者の介護を家庭介護から社会で支える制度として実施されてきましたが、現在の制度改革はこの目的に逆行しています。一定所得以上の方の利用料が2割負担になったり、220万円以上の所得の方が3割負担になったりする制度改革には反対します。

賛成討論

本制度は、2009年度から高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、急速な高齢化にも対応しており、付託先委員会でも円滑に審査されています。よって、本予算により施設入所や介護予防などを行い、市民が安心して暮らせるために、本案に賛成します。

